

# 恩給裁定の取消しと恩給担保貸付機関の不当利得

最高裁判平成六年二月八日第三小法廷判決

(昭和六十二年(ホ)第二五三三号不当利得返還請求事件)

(民集四八卷二号一三三頁、判時一五〇七号一一八頁、判タ八六〇号一〇九頁)

## 〈事実の概要〉

X(国一原告・被控訴人・被告)は、訴外Aを恩給受給権を認める裁定を行い、Aは国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(以下、恩給担保法という)に基づきY(国民金融公庫一被告・控訴人・原告人)から貸付けを受けた。昭和四一年一月から昭和四六年七月にかけて、Yは恩給担保法三条一項に基づき、XからA名義の普通恩給及び増加恩給のうち合計五五万円余りの払渡しを受けた。ところが、Xは、昭和五三年九月になって恩給裁定を取消し、不当利得を理由に、Yに対し払い渡した恩給給与金の返還を求めた。

第一審・原審とも、Yは国の行政目的の一端を担う公法人であって、国に対する法律関係において取引上の善意や信義則を主張できる私人とは立場を異にするから、不当利得の返還請求は権利濫用には当たらず、YのAに対する貸付債権も時効消滅していないので現存利得がないとはいえない、としてXの請求を認容した。

## 〈判旨〉

破棄自判(請求棄却)。  
Yが一般の私人とは立場を異にする面を有することは否定できないが、政府から独立した法人として自立的に経済活動を営み、一定の要件の下で恩給貸付を行う義務を負っていることから、Yは自らの経済的利益を前提とする主張をすることができず、Yは、「恩給受給者に対しては恩給を担保に貸付けをすることが法によつて義務付けられているものであるところ、恩給裁定の有効性についてはY自らは審査することができず、これを有効なものとして信頼して扱わざるを得ないものであるから、XがAに対して不当利得の返還を請求することは当然として、本件裁定取消しの効果を右のような利害関係に立つに至ったYに及ぼすことは、Xのした恩給裁定の有効性を信頼して義務的に恩給担保貸付けを履行し、かつ、弁済された旨の処理をしているYに対して著しい不利益を与えるものであり、Xが本件裁定取消しの効果をYとの関係で実現できないことによる不都合もYに右のような不利益を甘受させなければならぬほどに重大であるとはいえない上、本件で恩給裁定が取り消されたのは、Yの最初の払渡しが行われてから一二年後、最終の払渡しが行われてから八か月後、最後の払渡しが行われてからでも七年二か月後であつて、Xからの払渡しをもって恩給担保貸付金が弁済された旨の処理をするYの立場からすると、

Yにおいては、もはや弁済の効果が覆されることはないと考えても無理からぬ期間が経過した後であるといわなければならぬ(記録によれば、Yの貸付関係の書類の保管期間は完済後五年間であり、そのため、Yは、本件払渡しをもってAに対する貸付けは完済されたものとして関係書類を廃棄しており、現在では貸付けの内容及び連帯保証人等が不明となつていくことがわられる。)。したがつて、このような事情の下において、XがYに対して、本件裁定取消しの効果を主張し、本件払渡しに係る金員の返還を求めるとは、許されないものと解するのが相当である。

## 〈解説〉

一 恩給裁定が取り消された場合に受給者が不当利得返還義務を負うかという問題については、従来から若干の判例が存在していたが、恩給担保貸付を行った金融機関の不当利得を問題にしたものは、本件が最初である。  
受給者の不当利得責任については、判例は、裁定機関の過失と受給者が善意を考慮し、取消原因につき受給者に責に帰すべき事由がない限り、取消処分の際及効を制限したり(松山地宇和島支判昭和四三・一一・一〇判時五五一号二二頁)、善意者に現存利得がないことを理由に(大判昭和八・二・二三法律新聞三五三二号八頁一軍人遺族扶助料の過誤払いの事例、高松高判昭和四五・四・二四高民集二三卷二号一九四頁一宇和島支判の控訴審)不当利得返還義務を否定する。このような場合には、取消自体を制限するという構成も考えられよう(乙部哲郎・本百選(第二版)一〇三頁、後藤・後掲八四頁)。逆に、虚偽記載書などによる不正受給者には利得の現存にかかわらず全額の不当利得返還義務を認められている(千葉地佐倉支判平成八・一・二三訟月四二卷二二号二九五四頁)。  
恩給受給権は法律によつて要件が定まつており、受給裁定は裁量の余地のない確認的処分であり、誤った裁定があつても実体法上の受給権が発生するわけではない。したがつて、恩給受領は当初から法律上の原因を欠く不当利得であり、遡及効を制限する構成には無理がある(前掲高松高判)。しかし、恩給給付金が受給者の最低限度の生活を保障すると趣旨からみて、費消された給付金の返還を求められることにより受給者の生活が困窮することになれば、かえつて本来の目的と齟齬を来すおそれがあり、事後的な利益にすぎず考慮に値しないと片づけるわけにもいかない。戦傷病者戦没遺族等援護法三二条の四が「返還させないことができる」とし、各種の社会保険・公的扶助(例えば健康保険法六七条の二)において詐欺その他不正の行為により給付を受けた場合に限り返還を請求できる旨を規定しているのも、この趣旨である。これらと恩給とは性格が異なり制限規定が設けられていないことには合理的な理由があるとの見解もあるが(叶和夫・ひろば二二

卷九号四三頁)、判例は結論的に規定がある場合と同様の処理を行っている。ただ、返還義務を否定するにしても、現存利得がないとの伝統的な不当利得論に沿った構成は、金銭が費消されても「出費の節約」があるとして利得の消滅を認めない不当利得一般の判例(大判大正五・六・一〇民録二二輯一四九頁など)と整合性がとりにくいため、恩給の性格を反映した個別事情により取消権自体を制限するか、不当利得返還請求を権利濫用とする構成の方が優れる(加藤雅信・財産法の体系と不当利得法の構造四三三頁)。ただ、本件ではAが不実の受給資格証明書を提出していたようであり(比佐・後掲八四頁のみがこれを明記する)、Aの不当利得返還責任が肯定されることは本件判旨も明言している。

原因を欠くとされる(大阪地判昭和三八・五・二四判時三六八号六〇頁、札幌高判昭和五九・九・二七判タ五四二号二二頁、大坂高判平成元・五・三一判タ七〇一〇号二二頁)。さらに、無効な抵当権の実行によつて所有権を喪失したXに、執行債務者がAを超えて、配当受領債権者Yに対する直接の不当利得返還請求権を認める判決(最二小判昭和六三・七・一民集四二巻六号四七七頁)もこれに類するだろう。学説の多くもこれらを支持している(騙取金の例につき四宮和夫・事務管理・不当利得二一五頁注一(b)その他については安永・後掲八八頁以下の挙げる文献を参照)。

しかし、これらの判例は理論的には必ずしも盤石というわけではない。騙取金事例については、説得力のある批判がある(末川博・民商二巻三三三頁以下)。

保険金事例についても、保険金を直接受領する際に質権を放棄した方が有利になつて本末転倒であるなどの批判がある(春日博・判タ五六一七二頁以下)、Yの不当利得責任を肯定するとしても、善意のYはAに対する債権を現存利得としてXに返還すれば足りるとの提案もある(南出弘・金法三七八号三〇頁)。抵当権の事例についても、民法五六八条二項の価値判断が反映した特殊な処理だと考える余地がある。いずれも、Aの無資力危険をXとYにどのように配分するかが問題の焦点ではなからうか。だとすれば、判旨の挙げる前記①②のような事情が定型的に認められるところでは、Yの貸付け及び担保権に基づく給与金受領をAに対する債権の弁済と評価して法律上の原因を有するとし、そもそもYには不当利得責任を生じる余地がない、とする構成も十分考えられる。

二 それでは次に、恩給担保貸付けを行ったYとの関係ではどうか。本件判決は、恩給担保権に基づく払渡しは、担保権の対象たる受給権がなければ当然に法律上の原因を欠いて不当利得となることを前提とし(この点は三で触れる)、そのうえで例外を認めるという論理構造を取る。公法人たるYに国とは独立の経済的利益を認められた判旨は、根拠付けに多少議論の余地があるとはいえ(沖野・後掲七〇〇頁以下参照)、妥当な結論である。判旨は、①Yの貸付義務、②裁定の有効性への信頼、③関係書類の保管期間を越える長期間経過後の取消し、という個別具体的な事情の総合的衡量により、返還請求を否定している。結論にはおそらく異論がないところであろう。

しかし、Xの裁定の過誤やAに対する不当利得返還請求権があることも含めて、どのような事情をどの程度考慮しているのかはわからない。法的構成として

も、信義則違反・権利濫用によるのか(沖野・後掲七〇八頁)、長期間の経過を重視して権利失効の原則をも考慮するものか(沖野・後掲七〇五頁は、民法七〇七条の適用も可能だったとする)、取消しの第三者効を相対的に解して制限する趣旨なのか(安永・後掲九〇頁以下、後藤・後掲八四頁)は判然としない。この理解次第で、本判決の射程は異なってくる。東京高裁平成六年一月二二日判決(訟月四一巻九号二四四〇頁)は、最終払渡し後の三年後に裁定が受給者の不正行為を理由に取消されたと事例で、国と国民金融公庫の協議の経過を考慮し、過去五年分の返還請求のみを肯定した(これを超える一〇年分は信義則違反・権利濫用)。本判決を信義則違反・権利濫用構成と理解し、③を重視しているようである。

三 直接の受領者Yに原則として不当利得責任が生じるという論理は、別の類型の判例にもみられる。一つは、AがBの代理人と称してYから金銭を騙取し、同様の手口でXを騙して、Yに対するBの債務の弁済としてXから直接Yに給付させた事例である。ここでは、無権代理ゆえにBの債務は不存在であり、Xの給付はYに対するAの責任(民法二七条)とも関連づけられていないため、Yの弁済受領は善意・無過失であっても法律上の原因を欠くとされる(大判昭和一〇・三・二二民集一四巻四六七頁)。もう一つは、保険契約者Aの偽装による保険事故ゆえに保険金債権が発生しない場合に、保険金債権に質権の設定を受けていたYが質権の実行として保険会社Xから直接保険金債権を取り立てた事例である。ここで、Xの支払いは、質権に基づくものであり、YのAに対する貸付金債権の弁済として給付したものでないから法律上の原因を欠くとされる(大阪地判昭和三八・五・二四判時三六八号六〇頁、札幌高判昭和五九・九・二七判タ五四二号二二頁、大坂高判平成元・五・三一判タ七〇一〇号二二頁)。さらに、無効な抵当権の実行によつて所有権を喪失したXに、執行債務者がAを超えて、配当受領債権者Yに対する直接の不当利得返還請求権を認める判決(最二小判昭和六三・七・一民集四二巻六号四七七頁)もこれに類するだろう。学説の多くもこれらを支持している(騙取金の例につき四宮和夫・事務管理・不当利得二一五頁注一(b)その他については安永・後掲八八頁以下の挙げる文献を参照)。

しかし、これらの判例は理論的には必ずしも盤石というわけではない。騙取金事例については、説得力のある批判がある(末川博・民商二巻三三三頁以下)。

保険金事例についても、保険金を直接受領する際に質権を放棄した方が有利になつて本末転倒であるなどの批判がある(春日博・判タ五六一七二頁以下)、Yの不当利得責任を肯定するとしても、善意のYはAに対する債権を現存利得としてXに返還すれば足りるとの提案もある(南出弘・金法三七八号三〇頁)。抵当権の事例についても、民法五六八条二項の価値判断が反映した特殊な処理だと考える余地がある。いずれも、Aの無資力危険をXとYにどのように配分するかが問題の焦点ではなからうか。だとすれば、判旨の挙げる前記①②のような事情が定型的に認められるところでは、Yの貸付け及び担保権に基づく給与金受領をAに対する債権の弁済と評価して法律上の原因を有するとし、そもそもYには不当利得責任を生じる余地がない、とする構成も十分考えられる。

### 〈参考文献〉

以上要するに、本判決は、XY間の不当利得返還関係を、XA間の不当利得返還請求権を権利濫用論で否定する判断と同様にとらえていると見るのが素直であるが、XY間に不当利得関係が生じるとの前提自体に、三角関係における不当利得当事者確定という一般的な問題の一端として、再検討が必要だと思われる。

本件の評釈や解説として  
沖野眞巳・法協一一三巻四号六九四頁  
後藤勇・リマークス一一号八四頁  
比佐和枝・判タ八八二号八四頁  
安永正昭・民商一一二巻一八二頁

まつおかひさかず  
松岡久和(京都大学教授)